

山梨県公報

第二百九十二号

令和四年

六月十三日

月 曜 日

目次

○道路の供用開始	三二七
○土地改良区役員の退任及び就任	三二七
○一般競争入札について	三二八
○監査の結果に基づく措置状況	三三〇

告示

山梨県告示第百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年七月四日まで一般の縦覧に供する。

令和四年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士河口湖 富士線	南都留郡鳴沢村字富士山八五四 五番一地从先から 南都留郡鳴沢村字富士山八五四 五番一地先まで	七一・四	令和四年六 月十三日

公告

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、二ヶ堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和四年六月十三日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	佐藤安市	都留市大原二百二番地二	令和四年三月三十一日
副理事長	板倉佳人	都留市川茂三十六番地	同
理事	山本文男	都留市小形山千八百十七番地	同
同	大場正敏	都留市小形山五百八十五番地	同
同	平井一郎	都留市小形山六百三十番地	同
同	天野裕経	都留市小形山八百八十五番地	同
同	小俣明	都留市小形山二千二百七十番地	同
同	天野正義	都留市川茂三十五番地	同
同	吉村千秋	都留市川茂八十七番地	同
監事	梅原武	都留市小形山六百九十四番地	同
同	佐藤正則	都留市小形山千六百四十九番地一	同
同	井上健治	都留市大原百七十四番地一	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	山本盛夫	都留市川茂九百六番地	令和四年四月一日
副理事長	佐藤勝巳	都留市川茂六百二十番地一	同
理事	佐藤哲彦	都留市小形山千七百五十六番地	同
同	佐藤保成	都留市小形山千七百三十二番地	同
同	日向義行	都留市小形山千八百十一番地	同
同	堀内幸四郎	都留市小形山六百九十一番地	同
同	市川克浩	都留市大原百八十五番地二	同
同	板倉保秋	都留市川茂四十三番地	同
同	板倉立行	都留市川茂四十二番地	同
監事	平井幸造	都留市小形山六百三十八番地	同
同	平井政司	都留市小形山六百四十九番地	同
同	山本一	都留市小形山千八百四十三番地一	同

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年六月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする役務の名称及び数量
 - (一) 名称 土砂災害警戒情報システム構築業務
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする役務の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和五年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 知事が指定する場所
 - 二 事務を担当する所属 山梨県県土整備部県土整備総務課
 - 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでない者
- 2 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和三年山梨県告示第六十七号）一2に掲げる役務の提供のうち、大区分「情報処理」中区分「システム開発」の資格を有する者であること。

4 都道府県における土砂災害警戒情報システムの構築又は運用を直接受託し、履行した業務実績を有している者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和四年七月八日（金）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日の翌日から令和四年七月八日（金）まで（山梨県の休日）と定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）を除く。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県土整備部
県土整備総務課
入札手続等

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和四年七月一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日の翌日から令和四年七月一日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年六月二十七日（月）午前十時までに六8(三)の問合せ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年七月二十五日（月）午前十一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館七階県土整備部会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県土整備部県土整備総務課宛に令和四年七月二十二日

(金) 午後五時までに到着するよう送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 最低制限価格の有無 無

6 前払金の有無 有

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三1(一)から(五)までのいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県土整備部県土整備総務課（電話〇五五―二二三―一六七

三）

※ Summary

1 Nature of the services to be procured: Entrustment of the Services for

Development, Operation of the Landslide Disaster Alert Information System: 1 set
 2 Date and time for tender 11:30AM July 25, 2022
 3 Bureau in charge: Administrative Division for Prefectural Land Development, General Affairs Department, Yamamashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1673

監査委員

山梨県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和四年六月十三日

山梨県監査委員	中澤和樹
同	小泉久司
同	土橋亨
同	水岸富美男

1 定期監査（令和3年度下期分）

(1) 監査実施機関、監査実施日及び監査の結果は、令和4年3月3日発行（山梨県公報号外第8号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった機関が講じた措置の内容

監査対象機関	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月29日、10月27日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件（重点事項2）

1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
 2) 週休日と振替休日とならない休日となる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされず勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていないかった。

1) (発生原因の検証結果) 人事給与システムへの入力をする際、時間外勤務手当の入力を失念したため。
 2) (発生原因の検証結果) 週休日と振替休日とならない休日となる場合の取扱いについての認識が、①総務事務の集中処理を行う当センター、②職員に休日の勤務を命令する管内所属、③休日に勤務する職員、3者全てになかったこと。
 1)、2) (今後の対応策等) 支給額に誤りのあった職員について、追給による是正対応を行った。再発防止策として、
 2) については、制度を当センター内で共有するとともに、管内所属へ周知し、適切な勤務及び申請を行うよう注意喚起を行った。また、1)、2) に共通し、①各種手当の支給時に複数の職員が確認、②各種手当の支給実績を手当確認などの機会に抜き取り調査手法により確認するよう、当センターの業務フローを改善した。

監査対象機関	県民生活部 峡東地域県民センター
監査対象期間	令和2年7月～令和3年6月
監査実施日	令和3年9月16日、10月26日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件（給与1、重点事項1）

1) 通勤方法の変更に伴い、通勤手当のれい入が発生していたが、予備監査日現在において、れい入の処理がなされていた。

1) (発生原因の検証結果) 変更後の通勤手当の認定時に、直前の通勤手当に返納額が生じるか確認するのを失念したため。
 (今後の対応策等) 直ちに人事給与システムへ登録を行い、返納額のれい入処理を行った。
 今後は、変更後の通勤手当の認定時に変更前の通勤届等を添付することにより、直前の通勤手当に返納額が発生するか確認すること

2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされず勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。	<p>を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる場合の取扱いについて、当所属と集中庶務対象所属が共に認識不足であったため。 (今後の対応策等) 休日勤務手当の支給漏れについては、人事給与システムへ修正登録を行い、対象者へ追給処理を行った。休日勤務手当等の制度について、集中庶務対象所属の総務事務担当者を集めた会議において再度周知を行い、①振替等を行った場合には必ず県民センターへ報告し、集中庶務対象所属とのダブルチェックを行うこと、②週休日と振替休日とならない休日とが重なる日を事前に周知し、誤りのないよう処理を行うことを徹底するよう依頼した。</p>
--	--

<p>監査対象機関 県民生活部 峡南地域県民センター</p> <p>監査対象期間 令和2年7月～令和3年6月</p> <p>監査実施日 令和3年9月15日、10月19日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる場合の取扱いについて、該当所属と集中庶務対象所属が共に認識不足であった。 1) (今後の対応策等) 週休日と休日とが重なる場合の取扱いについて、関係者に周知徹底を図るとともに、代休日の指定ではなく週休日の振替を行うべきであったことから、書類の整備を行った上で休日勤務手当を追給した。 今後、同様の事例が生じた場合には、各所属に勤務状況等を十分確認した上で適切に処理を行っていく。</p> <p>2) (今後の対応策等) 週休日と休日とが重なる場合の取扱いについて、関係者に周知徹底を図るとともに、休日勤務手当を追給した。 今後、同様の事例が生じた場合には、各所属に勤務状況等を十分確認した上で適切に処理を行っていく。</p>
---	---

監査対象機関	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月25日、令和4年1月20日

<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件 (収入1、給与1、重点事項1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 富士・東部林業環境事務所非常勤嘱託職員報酬に係る返納金 過年度分 先数 1件 142,446円</p> <p>2) 扶養手当について、届出が月の初日である事実発生日から15日を経過しているため、翌月から支給開始と認定すべきところ、当月から支給開始と誤って認定したことにより、過大に支給されているものがあつた。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (今後の対応策等) 過払金が発生した直後から自宅訪問を定期的に行い、督促を行っている。 本人への再三にわたる納入指導を行い、令和3年10月及び12月並びに令和4年1月にそれぞれ2,000円を現金収納により徴収したところ、引き続き、自宅訪問を行うことで粘り強く収入未済解消に向け取組を行っていく。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 認定を行う際、15日を過ぎた届出であることを失念した。 (今後の対応策等) 認定簿等を修正後、手当の返納の手続を取り、過払額について、12月分給与支給時に調整により徴収を行った。 再発防止策として、各種手当の支給についての事務を行う県民センターにおいて、決裁事務の際、チェック表などにより再度他の職員による支給要件の確認を徹底する。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 時間外勤務手当の集計時に、週休日の振替を同一週内に手行っているかどうかを確認し、システムに手入力で週38時間45分を超えた部分について時間外勤務手当の入力をすべきところ、入力を失念。また、支給区分の誤りについては、申請者本人の入力誤り(同一週休日に振替と時間外勤務の申請を行わなければ、時間外勤務手当が正しい支給率で登録されない)があり、また、集計時に誤りについて気がつかず、そのままシステム登録してしまった。 (今後の対応策等) 令和2年度分の時間外勤務手当の不足額について、12月の当該職員の給与支給時に支給を行った。また、支給区分の誤りについては、システム上で手当額の修正を行い、過払額について、12月分給与支給時に調整により徴収を行った。 再発防止策として、 ①各所属の次長や庶務担当者と情報を共有し、職員への週休日の振替についての事務に誤りのないよう改めて周知する。 ②各種手当の支給実績に誤りがなければ、手当</p>
--	--

	確認などの機会に確認する。(抜き取り調査手法により確認する) ③手当の支給についての事務を行う県民センターにおいて、複数の職員により確認する。
--	--

監査対象機関	総務部 職員研修所
監査対象期間	令和2年10月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月12日、令和4年2月3日
	監査の結果
	講じた措置

(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていなかった。	1) (発生原因の検証結果) 賃借している執務室について、借受財産として認識していなかった。 (今後の対応策等) 公有財産事務取扱規則第54条第2項により、直ちに借受財産移動報告書を提出した。今後は、同規則に基づき、移動報告が適切に行われるよう引継書に記載し、再発防止に努める。

監査対象機関	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月4日、令和4年1月27日
	監査の結果
	講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、給与1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) (今後の対応策等) 毎年度策定している「税込確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額削減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。 ①課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大やクレジットカード、スマートフォン決済アプリ「PayPay」による納付、利用時間外電話相談の実施など、納税環境の充実にも努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。 ②滞納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差押えと迅速な換価、インターネット公表、不動産公示の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。

2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。	る圧縮に取り組んでいる。 ③県税の滞納繰越額のかなりの部分を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告、地方税法第48条の規定による直接徴収、山梨県地方税滞納整理機構による取組などを行い、徴収に努めている。 ④市町村の徴収力強化の取組 ア 総合県税事務所職員を市町村へ派遣し、市町村の徴収強化を図っている。 イ 市町村職員を総合県税事務所へ受入れ、総合県税事務所職員とともに派遣元市町村の個人住民税の滞納整理を行っている。(令和3年度 5市から6名を受入れた) ⑤滞納整理の強化と滞納額の縮減への取組 ア 「一斉タイヤロツク週間」や「一斉捜索週間」を設定し、集中した取組を行う中で、差押えの早期執行を徹底している。 イ 公売が可能なものはインターネット公売、市町村との合同公売を活用し、徴収確保を図っている。 令和3年度については、徴収率98.8%を目標に定め、職員一同、その達成に向けて取組を強化している。 2) (発生原因の検証結果) 児童手当関係事務の理解不足により事務を失念してしまったことが原因である。(今後の対応策等) 直ちに失念した支給事由消滅通知書を作成し、対象職員に交付した。再発防止対策として、その年度内に作成する予定の児童手当関係の通知書リストを担当者が予め作成し、そのリストに漏れないことを上司が確認するとともに、その後の執行管理を行うことにより、このような失念ミスを防ぐこととする。
--	---

	単位：円	
科目	令和3年度決算額	令和4(10)年度決算額
個人県民税	674,226,387	604,682,255
法人県民税	101,014,619	94,484,632
市町村民生税	54,457,631	54,457,631
市町村民生税	540,209,720	60,724,463
税	88,682,488	63,255,259
自動車取得税	30,847,228	15,370,349
自動車取得税	36,483,342	24,325,990
自動車取得税(注記による)		
雑	9,703,000	0
雑 (県税滞納特別会計繰入金)		
加算金	19,489,433	16,372,308
合計	1,554,723,482	828,543,428

監査対象機関	福祉保健部 中北保健福祉事務所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月30日、令和4年1月14日
	監査の結果
	講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	1) (今後の対応策等) 福祉資金の未収金に対しては、長期未償還者や高額滞納者に対して、訪問、手紙、電話、面談、住所調査等の措置を講じ、重点的に交渉を行った。連帯保証人との交渉も積極的に

【一般会計】	
①父子福祉資金貸付金償還金(元金)	
過年度分	先数 3件 5,109,000円

<p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 28,822,430円 令和3年度分 46,733円 合計 先数 50件 28,869,163円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 6件 268,505円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 8件 2,603,008円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 83,292円</p>	<p>行い、未収金の回収に取り組んだ。今後も滞納者個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。</p> <p>○収入未済の状況 (令和4年2月末日現在)</p> <p>【一般会計】</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 3件 4,994,000円 (収納済 115,000円)</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 27,705,114円 (収納済 1,117,316円)</p> <p>令和3年度分 37,733円 (収納済 9,000円)</p> <p>合計 先数 48件 27,742,847円 (収納済 1,126,316円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 6件 268,505円 (収納済 0円)</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 7件 2,531,008円 (収納済 72,000円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 2件 83,292円 (収納済 0円)</p>
--	---

<p>【指導事項】 3件 (収入2、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 5件 3,168,917円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 98,321円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 母子・養育・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金収納又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。併せて、必要に応じて市町村等の関係機関（市、ハローワーク、フードバンク等）へつなげ、借受人の生活自体の安定を目指すための就業や生活支援を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。</p> <p>○収入未済の状況 (令和4年2月末日現在)</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 5件 3,127,117円 (収納済 41,800円)</p>
---	--

<p>監査対象機関 福祉保健部 峡東保健福祉事務所</p> <p>監査対象期間 令和2年9月～令和3年8月</p> <p>監査実施日 令和3年11月19日、12月22日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
---	--------------

<p>2) 調理師免許手数料の収入証紙消印について、収入証紙消印実績調査への入力が遅っているものがあつた。</p>	<p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 98,321円 (収納済 0円)</p> <p>2) (発生源の検証結果) 担当者が免許申請の受付後の処理を行った際に、財務上の処理を先念したことに加え、担当課である地域保健課が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応業務に追われる中、免許申請の受付などの中止することが出来ないう他の業務も並行して行っており、業務多忙のため県内でのチェック機能が働かなかつた。</p> <p>(今後の対応策等) 免許の申請があつた場合、免許の申請に関する進達の起案の表にゴム印で「収入証紙消印実績調査作成済み」と表示することとし、免許申請の処理の際、同時に証紙について財務上の処理を行ったかどうかを確認できるようにした。また、業務が逼迫している地域保健課への増員の要望を行い、会計年度任用職員2名が配置された。</p>
---	--

<p>3) 外部講師に支払った講師謝金について、所得税の源泉徴収税額に誤りがあるものがあつた。</p>	<p>3) (発生源の検証結果) 報酬の支払の際に源泉徴収税額の確認を十分に行えていなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 所得税の還付の手続等を行い、講師に誤つて源泉徴収してしまつた金額を返金するとともに、支払の際は会計スタッフとともに相談し、正確な源泉徴収の手続を行うよう確認を徹底することとした。</p>
---	--

<p>監査対象機関 福祉保健部 峡南保健福祉事務所</p> <p>監査対象期間 令和2年9月～令和3年8月</p> <p>監査実施日 令和3年11月30日、令和4年2月17日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
--	--------------

<p>【指導事項】 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>【一般会計】</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 先数 56件 21,139,628円</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 3,821,842円</p> <p>令和3年度分 196,208円</p> <p>合計 先数 11件 4,018,050円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 15,128円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 生活保護費返還金については、平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収に当たっている。</p> <p>母子福祉資金貸付金償還金に関わる収入未済の対象者に対しては、来庁の呼び出しや自</p>
--	---

	<p>宅訪問により生活の現況を確認しながらの償還指導を行い、債務承認書の徴収や分納による「支払計画書」を提出させるなどして確実な償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況の説明や未収金解消の協力を依頼するなど指導の強化を講じている。</p> <p>○収入未済の状況（令和4年2月末日現在）</p> <p>【一般会計】</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 先数 55件 20,808,388円 （収納済 331,240円）</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 3,776,601円 （収納済 45,241円） 令和3年度分 192,875円 （収納済 3,333円） 合計 先数 11件 3,969,476円 （収納済 48,574円）</p> <p>※母子等の安定した生活確保に配慮するため未納者に対しては、少額ながらも分納をさせているケースが多く、未収金を先行に償還させているため、本来の予定償還期限が逐次到来するにあたり、その分未収金は蓄積せざるを得ない状況である。</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件8,458円 （収納済 6,670円）</p>
--	---

<p>監査対象機関 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所</p> <p>監査対象期間 令和2年9月～令和3年8月</p> <p>監査実施日 令和3年11月29日、令和4年1月12日</p>	<p>監査の結果</p> <p>【指導事項】 2件（収入1、重点事項1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 28,231,852円 令和3年度分 142,608円 合計 先数 28件 28,374,460円</p> <p>②雑入（感染症法第37条及び第42条に基づく医療費公費負担の自己負担額） 令和3年度分 先数 1件 7,741円</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 16,573,041円</p>	<p>1）（今後の対応策等） 生活保護費については、保護開始時及び定期的な世帯訪問時に収入申告の必要性を被保護者に十分に説明の上、保護費返還の発生を抑えるとともに、保護費を支給しているときには返還金との相殺を行って回収を図る。医療費公費負担の自己負担額については、早急に収納できるよう、引き続き対象者へ支払を呼びかける。</p> <p>貸付金については、相談時に償還月額について説明し、連帯借受人や連帯保証人がいる場合は、借用証書を取り交わす際等に面談し、強力で償還の意識付けを行う。また、現在の</p>
--	---	--

<p>令和3年度分 813,613円</p> <p>合計 先数 31件 17,386,654円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 4件 149,095円</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 62,496円 令和3年度分 68,068円</p> <p>合計 先数 2件 130,564円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 950,048円 令和3年度分 73,930円</p> <p>合計 先数 4件 1,023,978円</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 38,625円</p>	<p>滞納債権については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行うとともに、年1回債務承認書、返済状況確認書を借受者、連帯保証人あてに送付し、消滅時効の中断、貸付金の円滑な回収を図る。</p> <p>○収入未済の状況（令和4年3月10日現在）</p> <p>【一般会計】</p> <p>①生活保護費返還金 過年度分 27,920,226円 （収納済 311,626円） 令和3年度分 127,608円 （収納済 15,000円）</p> <p>合計 先数 27件 28,047,834円 （収納済 326,626円）</p> <p>②雑入（感染症法第37条及び第42条に基づく医療費公費負担の自己負担額） 令和3年度分 先数 1件 7,741円 （収納済 0円）</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 16,174,982円 （収納済 398,059円） 令和3年度分 741,613円 （収納済 72,000円）</p> <p>合計 先数 31件 16,916,595円 （収納済 470,059円）</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 4件 147,435円 （収納済 1,660円）</p> <p>③父子福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 55,552円 （収納済 6,944円） 令和3年度分 34,736円 （収納済 33,332円）</p> <p>合計 先数 1件 90,288円 （収納済 40,276円）</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金（元金） 過年度分 765,381円 （収納済 184,667円） 令和3年度分 48,330円 （収納済 25,600円）</p> <p>合計 先数 2件 813,711円 （収納済 210,267円）</p> <p>⑤寡婦福祉資金貸付金償還金（利子） 過年度分 先数 1件 38,625円 （収納済 0円）</p>
---	--

2）週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替がなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに

2）（発生原因の検証結果）
休日勤務手当に関連する条例、規則、人事課からの通知等の確認不足が原因である。

勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていなかった。	(今後の対応策等) 条例、規則、人事課からの通知等を改めて確認するとともに、今回の事例を担当内で共有し、手当支給時におけるチェックを強化する。
--------------------------------	--

監査対象機関	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月16日、令和4年1月12日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件(重点事項1)	1) (発生原因の検証結果) 障害者相談所では、福祉プラザ内所属の総務事務の集中処理を行っており、今回指導を受けた所属の時間外勤務手当支給事務については、各所属で毎月末に集計された勤務実績に基づいて、人事給与システムへの入力を行っている一方、各所属における時間外・振替勤務に関する監督権はなく、また勤務状況システム上、振替勤務の状況を把握することができないことから、各所属から適切な時間外・振替勤務が報告されなければ適正に時間外勤務手当の支給ができないところ、福祉プラザ内所属の一部で誤った報告がされたため、結果として手当支給額に誤りが生じた。 ※支給額に誤りがあつた職員については、是正対応済み。 (今後の対応策等) ○予備監査後、福祉プラザ内各所属の次長に対し、指摘された内容については説明し、時間外・振替勤務については、各所属の責任で障害者相談所に対し、適切な報告をするよう伝達した。 ○今後は、手当支給誤り防止のため、次のように対応する。 ・年度始めに各所属次長に上記内容を説明し、徹底するよう依頼。 ・実績に誤りがないか、各所属で勤務状況システムに入力した内容を、障害者相談所においてもチェックを行う。
------------------	---

監査対象機関	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月25日、12月23日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件(収入1)	1) (今後の対応策等)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。	

①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,287,982円 令和3年度分 35,200円 合計 先数 4件 1,323,182円 ②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 先数 6件 2,312,654円	引き継ぎ、通知や電話での督促により債務者に粘り強く働きかけ、未収金の縮減に努める。 債務者が入所者の保護者等の場合は、入所支援課と連携して保護者来所時の面談や保護者宅への訪問などの機会も積極的に活用する。 ○収入未済の状況(令和4年2月末日現在) ①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,281,982円(収納済 6,000円) 令和3年度分 35,200円(収納済 0円) 合計 先数 4件 1,317,182円(収納済 6,000円) ②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 先数 6件 2,301,604円(収納済 11,050円)
--	--

監査対象機関	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月
監査実施日	令和3年11月17日、令和4年1月26日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件(重点事項1)	1) (発生原因の検証結果) 毎月の集計時、勤務状況システムでの確認が不十分であつた。 (今後の対応策等) 直ちに勤務状況システムのデータを修正し、未支給分については令和3年12月に過年度分として支給した。 今後は、集計データの複数職員による確認を徹底して、再発防止に努める。
------------------	--

監査対象機関	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月
監査実施日	令和3年12月17日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 1件(財産1)	1) (発生原因の検証結果) 「行政財産使用料等の算定について(通達)」の改正内容を把握していなかったため、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに使用料改定の規定を追加した変更通知書を交付した。 今後は、改正の内容を十分に理解し再発防止に努める。
----------------	---

監査対象機関	子育て支援局 中央児童相談所	
監査対象期間	令和2年8月～令和3年7月	
監査実施日	令和3年10月1日、11月11日	
	監査の結果	謹じた措置
(指導事項)	3件(収入1、支出1、給与1)	
1)	令和2年度の行政財産使用料について、調定が遅延しているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 所属の引越しに伴い、本課から出先への行政財産の移管が遅れたこと。それにより、担当者に速やかな調定が必要との認識が薄れていたことが原因で、調定が遅延してしまつた。 (今後の対応策等) 今後は、確実に年度当初に調定を行うよう引継書に記載するとともに、年間の支出事務管理表を作成して、総務課長・総務リーダーにて進捗管理を徹底していく。
2)	令和3年2月分電気料の支払が遅延し、延滞利息が発生していた。	2) (発生原因の検証結果) 支払処理をする際に納付に必要な書類を作成し忘れたことにより支払を失念した。 (今後の対応策等) 今後は、起案者及び確認者によるダブルチェックをこれまで以上に徹底するとともに、年間の支出事務管理表を作成して、総務課長・総務リーダーにて進捗管理を徹底していく。
3)	特殊勤務手当(防疫等作業手当)について、支給対象ではない作業に対して、支給されているものがあつた。	3) (発生原因の検証結果) 子どものこころサポートプラザにおいては、各所属で取りまとめたデータを当所が集中照務で支出事務を行っている。今回のケースは、該当所属の認識誤りにより作成されたデータを、当所でもチェックで気づかずそのまま支出されたものである。 (今後の対応策等) 誤って支給した特殊勤務手当については、人事給与システムにて修正入力を行い、令和3年10月支給給与にて過誤調整を行った。各所属にて、各種手当等の申請などについて事前に入念にチェックするよう指導するとともに、災害・疫病対応等の突発的な事例については、特に入念にチェックを行い、支出誤りが起こらない体制を構築する。

監査対象機関	子育て支援局 甲陽学園	
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月	
監査実施日	令和3年11月16日、令和4年1月25日	
	監査の結果	謹じた措置
(指導事項)	2件(収入1、重点事項1)	

1)	歳入について、次のとおり収入未済があつた。 児童福祉施設費負担金 過年度分 224,836円 令和3年度分 136,667円 合計 先数 5件 361,503円	1) (今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権管理回収処理でマニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債務者の生活状況によつては分割納付を指導し、計画的な納付に努めている。 また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を交付し、適正な債権管理を図る。 ○収入未済の状況(令和4年3月3日現在) 過年度分 181,836円(収納済 43,000円) 令和3年度分 136,667円(収納済 0円) 合計 先数 5件 318,503円 (収納済 43,000円)
2)	週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、4時間の勤務時間の割振変更はなされた一方で、当該4時間に対する休日勤務手当の支給がなされていた。また、振替を行い勤務日となった日に係る時間外勤務手当が、週休日における支給区分のまま過大に支給されていた。	2) (発生原因の検証結果) 休日勤務・時間外勤務制度に対する認識不足が原因で発生したものである。 (今後の対応策等) 指摘後直ちに人事課と協議のち、人事給与システムにて修正入力を行い適正な手当額を支給した。 今後は週休日に勤務が発生する場合には、勤務命令や各種手当の支給が適正となっているか確認できるよう、チェックリストを作成して起案者と決裁者でダブルチェックを行うしていく。

監査対象機関	子育て支援局 こころの発達総合支援センター	
監査対象期間	令和2年8月～令和3年9月	
監査実施日	令和3年12月8日	
	監査の結果	謹じた措置
(指導事項)	1件(収入1)	
1)	直接収納した診療費について、財務規則第45条に定める払込期限を遅延して払い込まれているものがあつた。	1) (発生原因の検証結果) 担当職員の交替により、財務規則第45条に定める払込期限についての理解が不足していた。 (今後の対応策等) 払込期限の超過については、すぐにミスに気づき、再度財務規則第45条を所員で確認をし、周知徹底した。また、銀行に行く日をカレンダーに印を付け視覚化し、声掛けを行うようにして実施している。

監査対象機関	子育て支援局 子ども心理治療センターうぐいすの杜	
監査対象期間	令和2年9月～令和3年8月	
監査実施日	令和3年11月11日、令和4年1月13日	
	監査の結果	謹じた措置
(指導事項)	1件(収入1)	